

研究ノート

在日韓国・朝鮮人における差別と国籍

金根五

1. はじめに

日本社会の「国際化」による価値観の多元化のもと、それに強く影響された「在日韓国・朝鮮人」（以下「在日」とする）¹⁾の意識も多様なものになりつつあり、かつてのような理念や価値意識だけでは測れない変化が起きている。

日本生まれの二世・三世が「在日」社会の主軸を担うようになり、四世、五世を迎え、生活の基盤は日本にしっかり根付いている。それとともに「在日」一世たちによって民族的な属性・生き方と強く信じられてきた民族名、国籍、同族間結婚を「在日」の若い世代が放棄しつつあると批判されても仕方がないくらい若い「在日」の「日本化」は進んでいる。ウリマル（韓国・朝鮮語）が話せない、伝統的な風習に従って守ってきた祭祀の様式を簡略化、あるいは廃止しようとする傾向を加えると、確かに「在日」の若い世代は、韓国・朝鮮民族としての伝統的な慣習を失いつつあるといえるだろう。このような状況の中でも国籍だけは、現在も本国の国籍を維持している人が多数を占めている。日本人と結婚した二世・三世でさえも自分の国籍を放棄しない人は数多く存在する。「民族も祖国も何やらうさんくさくてかなわん、帰化してもいいと思っている、国籍など自分の生き方と関係ないさ」²⁾と公言してはばからない二世・三世も、本国の国籍を維持している。

その一方で、「在日」の日本への帰化が、1995年度一年間だけで、初めて1万人を越えた。過去の帰化許可者数を見ると、帰化制度が始まった1950年代は、毎年約2,000人から3,000人くらいの数である。1960年代から70年代にかけては3,000人から4,000人くらいである。それが1980年代は5,000人から7,000人くらいの数にのぼり、1995年度は1万人を越えた。こうしてみると、帰化許可者数は、爆発的な増加とはいえないが、時代の流れとともに間違いなく増えてきている。1952年から始まった帰化制度で許可された

「在日」の数は、1999年度末までの累計で、233,920人にもものぼった。同年の「在日」が、636,548人であることを考えると、これまでの帰化許可者はなんとその約三分の一にも達している³⁾。また、近年「在日」と日本人との婚姻が相当数にのぼっており、今後はますます帰化許可者や日本国籍取得者が間違いなく増えるものと予測される。

そこで、本稿では「在日」の法的地位の特徴と本国の国籍の維持や日本国籍への変更、すなわち「帰化」に対するさまざまな論議を整理し、インタビュー調査による事例を手がかりに、「在日」の差別問題に関する今後の議論の方向性を探りたい。

2. 在日韓国・朝鮮人の法的地位と特徴

「在日」の法的地位は、それぞれの時代の歴史的・政治的状況によって左右された。植民地であった時代には、「朝鮮戸籍令」によって本籍を日本の内地に移すことは認められないなど、日本人（内地人）との明確な区別があったとしても、在日朝鮮人には日本の国籍が与えられていた。ところが、1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約の発効と同時に、法務府民事局長の通達で、「在日」は日本の国籍を喪失することになる。また、1965年6月22日、「韓日条約」の締結をもって、日本は韓国を朝鮮半島における唯一の合法的政府と認め、「在日」については、韓国籍を取得した者に限り、「協定永住権」を与え、韓国籍者と朝鮮籍者との間の法的地位に差を設ける結果となった。それが、1991年法律第71号、いわゆる「出入国管理特例法」の制定により、サンフランシスコ講和条約国籍離脱者及びその子孫、すなわちすべての「在日」がこの特例法の適用対象になり、長い間の懸案であった「在日」の法的地位が「特別永住者」に一元化されることになったのである。

韓国の外交部（日本の外務省に当たる）が把握しているところによれば、1994年12月31日現在、全世界に居住している在外韓国・朝鮮人の数は合計523万人にも達するという。地域的に見ると、中国をはじめとして、日本、アメリカ、旧ソ連、その他南米、欧州、東南・中東アジア、アフリカ等、世界の約120カ国に居住している⁴⁾。これらの移民たちは、移民時期、移民方法、移民目的等においてさまざまな特徴を持っているが、日本以外に居住す

ほとんどの者は居住国の社会に深くとけこみ、現在は居住国のメンバーの一員として生活している。このような他国の移民たちと比べ「在日」の場合は、約 90 年の移民の歴史をもち⁵⁾、しかも日本への「定住」を決めていながらも、韓国・朝鮮籍を持ち続けている者が、現在も主流をなしている、という特徴を持っている。

それは主に「在日」を取り巻く生存環境、即ち、日本の社会的・文化的構造、日韓あるいは日朝の関係、また日本の法・行政制度と深くかかわっている。現在、日本で生活している外国人一般の法的・社会的地位を規定している法制度は大きく分けて次の三つである。(一)「国籍法」(1950年制定)、(二)「出入国管理及び難民認定法」(1951年制定)、(三)「外国人登録法」(1952年制定)がそれである⁶⁾。(一)は、日本国民と外国人を区別し、また先天的と後天的日本国籍者の条件などが定められている。(二)は、すべての外国人をさまざまな「在留資格」(現在、27種類)に区分けし、それぞれの在留資格に応じた在留期間と在留活動を規定している。例えば、「永住」、「日本人の配偶者等」は「居住資格」を持つのに対し、「留学」や「研究」の場合は「活動資格」しか持たない。(三)は、外国人に対し登録を義務づけている法制度である。1992年までは登録の際、「指紋」の押捺も義務づけられていた。この三つの法制度のもとで在日外国人の社会生活や社会関係は、管理され、また制限されるのである。特に、日本の場合は「生地主義」ではなく、「血統主義」の国籍法をとっている⁷⁾、在日外国人及びその子孫は日本生まれ、日本育ちということとは関係なく、いつまでも在日外国人のままである。外国人が日本で市民権を獲得するためには、日本の国籍を取得する方法以外には方法がない。また、日本の国籍を取得するためには、帰化するか、父母のどちらかが日本人である場合、その子どもが日本の国籍を自動的に取得する、という二つの方法しかなく、特に日本の場合は、現在、「移民受け入れ政策をとっていない」⁸⁾ので、日本国籍取得人数は非常に制限されている。

しかし、日本国籍取得の人数が制限され、多くの「在日」が韓国・朝鮮籍を保持する志向をもっているにもかかわらず、最近、日本人との「民族間結婚」の増加、帰化者の増加によって「在日」社会の趨勢は一転し、統計上に

あらわれる「在日」の人口は激減している。日本の国籍法は1985年に改正され、父系主義から父母両系主義になった。この国籍法の改正により、出生時に父または母のどちらかが日本人であれば、その子は日本国民となる。すなわちそれまで夫韓国・朝鮮人と妻日本人との間で産まれた子は韓国籍になり、夫日本人と妻韓国・朝鮮人の間で産まれた子だけに日本国籍が与えられていたが、1985年以降、「在日」と日本人との「民族間結婚」によるすべての出生児は、生まれた時点で日本国籍を取得することになった。

3. 日本国籍取得（帰化）に関する論議

(1) 日本国籍取得（帰化）に反対する立場の論議

まず、「在日」たちが韓国・朝鮮籍を維持している大きな要因として「在日」たちの帰化に対する抵抗感をあげることができる。植民地時代の被支配と圧迫に対する反抗として、すなわち、奪われていた自分の民族の国籍、独立した国の国民としての国籍、韓国・朝鮮人としての証であるものを取り戻した、という歴史的理付けが、日本に帰化しない大きな原因になっている。日本における帰化は「外国人をその民族性を保持したまま受け入れる市民的帰化ではなく、その民族性を消去し、日本人社会に完全に融合し、その少数民族としての存在を隠してしまう同化的帰化」⁹⁾である、といった指摘がある。特に一世、二世などの年輩の「在日」の場合にはこういうふう考えている傾向が強いといえる。

また、日本で「永住」の在留資格を持つ者は、一応日本に永住することが可能であり、伝統的社会構造の基盤が弱い都市では外国人が比較的住みやすいので、日本国籍を取得しなくてもよいという見解もある¹⁰⁾。これらの諸要因によって、「在日」は他国の韓国・朝鮮系の人々と違って、日本に「永住」しながら、「在留外国人」のままできると考えられる。

このように歴史的・政治的背景のため、多くの「在日」は国籍に対して特別な感情を抱いていて、日本国籍取得や帰化に強い抵抗感を見せている。特に民族運動を担ってきた「在日」の一世たちは、国籍を絶対視し、韓国・朝鮮籍にこだわる人が少なくない。なぜ彼らはそんなに国籍にこだわらなければならないのだろうか。その理由についてももう少し詳細に見てみよう。

まず一番多い理由は、「日本国籍を取得しても結局民族問題は解決しない」という考え方である。実際問題として、「在日」の運動家たちが訴えてきた国籍条項撤廃運動、つまり戦後補償、老齢年金、公務員・教員採用の問題は、すべて国籍が問題になっている。そのため、日本の国籍さえとれば、これらの問題はすべて解決できる。しかし、それでも日本人の「在日」に対する民族差別がなくなるわけではない。つまり日本に帰化しても根本的な問題は解決しない。だから韓国・朝鮮籍を維持したまま闘いなさい、というのがこの一世たちの主張である。例えば、元衆議院議員で政治スキャンダルで自殺した新井将敬は、16歳の時帰化した「在日」である。新井は最初の選挙で東京2区から出馬して落選するが、その時同じ選挙区から出馬した相手候補陣営から、さまざまな民族差別的な嫌がらせを受けている。新井の選挙ポスターの上に赤いスプレーで「朝鮮人帰れ」、あるいは「朝鮮人は立候補する資格はない」というようなことを書かれたりしたのがその例である。それまで自分の出自を隠して選挙運動をしていた新井は、それ以上自分のルーツを隠し通すことができなくなったことから、二回目の選挙では、自分は帰化した「在日」であることを明らかにして選挙に臨み、当選を果たしたという経緯がある¹¹⁾。またよく言われるのが結婚にみる民族差別である。日本の国籍をとって、日本の一流大学を出て、そして一流会社に就職できた人が、いざ配偶者探しになったら、その出自が問題になってなかなかうまくいかない。

そういう意味で日本国籍を取得しても、結局結婚という場面になるとその出自が問題になり、差別され続ける。どうせ差別されるなら、韓国・朝鮮籍を維持したまま差別される方がいいのではないか、というのが一世を中心とした国籍にこだわる人たちの言い分である。

一方、最近、特に1990年代に入ってから、「在日」社会の主役になりつつある新しい二世、三世を中心として、我々はもう日本人から差別されるといった、抑圧される受け身の存在で終わりにたくない、と言う気持ちが強くなってきている。彼らは「在日」が、いつも日本人から差別されるだけの存在、あるいは受け身の存在として描かれているのに反感を覚え、これからはもっと能動的に、人間として、日本社会で新しいものを創造する、文化創造の担い手にならなければいけない、と思い始める。

このような新しい「在日」の生き方にもっとも強い影響力を与えた思想が「第三の道」論である。この「第三の道」論が生まれた背景には、1977年に坂中英徳が書いた「今後の出入管理行政のあり方」という論文が「在日」社会に与えた強烈な影響がある。坂中は、この論文で「在日」の生き方を三つに類型している。一つ目のタイプは祖国に帰る人、もう一つのタイプは日本籍をとる人、三つ目のタイプは韓国・朝鮮籍のまま日本にとどまる人、坂中は「在日」の生き方をこのように三つに分けた後、「このままいったら韓国・朝鮮籍のまま日本にとどまる人が増えるから日本社会にとってまずい。もっと日本に帰化してもらわなくてはいけない。韓国・朝鮮籍の方が帰化しやすいように日本の入管行政を変えていきましょう」¹²⁾という提案をする。

これに反発して、飯沼二郎は坂中の三つの類型のうち、一つ目のこれから帰国しようとする人に対して、「北も南も独裁政権なので、帰っても仕方ない。……（だから）帰化せずに朝鮮民族としての自覚と誇りをもって、日本にこれから長く住んでいくという、一代だけでなく、子々孫々住んでいくという『第三の道』」論を提案するわけである¹³⁾。この「第三の道」論は、1970年代後半の「在日」の若者に相当の共鳴を与え、帰国せずに、裏返せば日本国籍を取得せずに生きていくことが、若者の新しい生き方だと思わせてくれた。この考え方は当時だけではなく、現在に至るまで「在日論」に非常に影響を与えているといえよう。

また、最近注目されるのが、韓国・朝鮮籍の維持に思想的意味を与えようとする考え方である。その代表的な人が姜在彦である。姜在彦は「在日同胞の未来像」という論文の中で、「在日同胞の日本生まれの世代の大多数は、すでにことば、生活文化など民族的特性を失っても辛うじて『国籍』を民族的アイデンティティのよりどころにしている。いいかえれば『国籍』こそ、在日同胞が日本の『単一民族』への吸収・同化から民族的アイデンティティを守るさいごの砦であり、一世たちが守ってきた貴重な遺産である。もちろん帰化して、日本人と完全平等をかちとる生き方もある。しかし永住権をもつ外国人として、義務に見合う権利を、どこまで日本人並に近づけうるのか。これは在日同胞の世紀的挑戦といっても、過言ではない」¹⁴⁾と述べている。

つまり若い「在日」たちは、言葉、生活文化など民族的特性といえるほど

んどのものをすでに失い、国籍さえ失ったら韓国・朝鮮人であることを証明できるものが何もなくなってしまうというわけである。これは国籍こそが民族的アイデンティティと考え、国籍維持に思想的意味を与えようとする、「民族的アイデンティティとしての国籍」という考え方である。

「在日」が韓国・朝鮮籍にこだわる理由として、もう一つ最近注目されるのが、「被差別意識の裏返しとしての民族意識」に代わるものを作らなければいけないという考え方である。差別経験を持っていない若い「在日」に、どうやったら民族意識を芽生えさせることができるのか。こうして考えられたのが国民意識である。もう差別経験の裏返しとして民族意識を持たせるのがだめだから、韓国の国民だ、あるいは北朝鮮の公民だという国民意識をあおって、若者に民族意識を作ろうという考え方である。

金敬得は『統一日報』に連載した「参政権を考える」という記事の中で、「日本の地にあつて在日韓国・朝鮮人が今後とも韓国国籍、朝鮮国籍あるいは統一後の単一国籍を有して生きることの意味、ビジョンを形成し、そのようなビジョンのもとでの在日韓国・朝鮮人社会の団結と、ビジョンを実現していく道筋の提示なくして、帰化をすれば参政権が認められるという陥穽を越えることは、それがたとえ地方自治体段階にとどまるとしても困難であろう。・・・在日韓国・朝鮮人は民族的尊厳を守るために、帰化をすれば権利を与えるという同化的帰化政策に抗して韓国国籍、あるいは朝鮮国籍を維持してきた」¹⁵⁾と述べ、国籍を維持することが差別撤廃運動につながり、その運動の一環として、国民意識を作っていかななくてはいけないと主張している。

戦後、北朝鮮政府は「在日」に対して、あなたたちは北朝鮮の国家建設に携わるべき在外公民の一人だという意識を持たせて、巧みに利用しようとしてきた。また、韓国政府も、「在日」の処遇を、日韓交渉を有利に進める上での取引材料にしてきた。その結果、「在日」は長い間、我々は北朝鮮の在外公民の一人であるとか、韓国の国民の一員であるとの意識の中で生きてきたといえる。

最後に、日本への帰化者の増大は「在日」の消滅を導く結果になるので、国籍を維持すべきであるという考え方がある。小林慶二は『アエラ』という

雑誌に載せた「帰化で揺れる、民族か利便か」という記事の中で、「90年まで5,000人前後していた日本への帰化者の数は92年には7,000人台に急増、93年には7,697人に達した。・・・在日の数は65万人前後だと推定されるが、このトレンドが続けば、21世紀半ばには在日はほぼ消滅する計算だ」¹⁶⁾と表現している。これは、明らかに帰化者は「在日」ではないという前提に立った論議ではあるが、この文脈では、「在日」を消滅させないためには、韓国・朝鮮籍を維持しなくては行けないという議論が出てくることになる。

(2) 日本国籍取得（帰化）に肯定的な立場の論議

帰化、すなわち日本国籍取得の問題は、今まで「在日」の間でタブー視され、公然と論議されにくい状況が長く続いてきた。ところが、1980年代に入り、若い世代を中心に日本への同化・帰化の傾向が強くなるにしたがって、「在日」の問題を扱う雑誌や各種民族団体主催のシンポジウムの席上で、この問題は少しずつ論議されるようになってきた。この問題に対して最初に言及したのは、ジャーナリストの梁泰昊である。彼は1981年第七回民間連交流集会で、「日本国籍を取得しても朝鮮人として生きることができる」と当時としては破格的な発言している。しかし当時この発言に対してほとんどの人が無視し、耳を傾けようとはしなかった。

ところが、日本社会の国際化の進行、特に1985年の日本の国籍法改正の問題と絡んで、「在日」社会の内部だけではなく、日本の学者からもかなり多様な意見が出されるようになる。1984年、小川晴久は「日本国籍の取得と民族性の保持は両立しないのか」¹⁷⁾という論文を発表した。彼はこの論文の中で、日本国籍法改正によって、日本人と国際結婚をした「在日」の子供は、出生と同時に自動的に日本国籍を取得することになるが、日本国籍を取得しても韓国・朝鮮人として生きる道はないのだろうか、と問題提起をし、こうした論議に拍車をかける。

また1990年代に入ると、さらに論議が広がり、山本冬彦も、「在日朝鮮人の日本国籍取得について考える」という論文の中で、「在日朝鮮人が日本に永住することがだれの目にも明らかになった時点で、日本国籍の取得ということは、好むと好まざるとにかかわらず、在日朝鮮人にとっては現実の選択肢として無視することができない大きな意味を、客観的にもってしまったの

ではないのか、そのことをふまえて日本国籍取得について、もっと論議をすべきだし、少なくとも否定的にだけ考えていたのでは、在日の将来を展望することはできない¹⁸⁾と述べ、日本国籍の取得を「在日」の生き方の一つの選択肢として認めるべきだと主張している。

さらに永守良孝は「在日韓国・朝鮮人に日本国籍取得の道を開け」という題目の社説で、1990年韓国の盧泰愚大統領の初の日本公式訪問を控えて、在日韓国三世の法的地位・処遇問題をめぐり日韓間の折衷のすえ見いだした妥協点は、在日韓国人の将来について日本政府に中・長期のビジョンが不足していると批判し、日本の植民地支配に由来する「在日」とその子孫については国籍の選択権を含めて広く日本国籍取得の道を開くことを本格的に検討すべきと提案している。そして過去、日本が国際法の原則を無視して「在日」から一方的に日本国籍を剥奪した歴史的な「ボタンの掛け違い」を是正しなければ、この問題は抜本的な解決の道を見いだせないだろうと指摘している。さらに「（在日韓国・朝鮮人に対する）処遇改善と並行して協定永住権者、特例永住権者を問わず、戦前の植民地支配に起因して日本に定住することになったすべての旧植民地出身者及びその子孫には日本国籍を広く解放すべきだと考えるのだ。……『日本国籍』をとることは、なにも『日本人』に同化することとイコールではない。『日本国民』のなかに韓国系、朝鮮系、台湾系がいて、少数民族としての処遇と権利を求めることは同化主義ではない」と述べ、日本側がこの問題に自主的に踏み切る覚悟を求めている¹⁹⁾。

この問題に対しては日本国内だけではなく、韓国のマスコミの間でも論議され、注目を浴びている。孫吉弘は「在日韓国人に国籍選択権を」という論文を書いているが、彼は論文の中で、「戦前は植民地人であるがゆえに朝鮮人として民族で差別され、戦後は外国人という国籍で差別されているのが在日韓国人である。同じように戦争に参加したのに、恩給はなし、権利でも、外国人だからという理由でのけものにされている。納税の義務と法に対する責任は日本国民と変わらないのに、そこには過去の歴史への反省もなければ、戦争のけじめもない。細川首相が言うように、戦争のけじめをつけるなら、まず、在日韓国人に国籍選択権を付与すべきではなかるうか」と提言している。ここで注目したいのは、孫記者は「国籍を与えるべき」と書かずに、「国

籍選択権を与えよ」という表現を使っている点である。この意見は、同じ敗戦国であるドイツが、オーストリア民族に対して国籍選択権を与えたのを意識した上での主張だと思われるが、これは少なくとも、ドイツみたいに、国籍選択権を与えて、その後どちらかを「在日」自身の主体的判断として、選ばせろという議論である²⁰⁾。

4. 国籍とアイデンティティ

一般の日本人、特に「在日」と直接のかかわりを持っていない人たちの国籍のとらえ方は、国籍は「国家による管理装置、抑圧装置」という冷やかとか観念的なとらえ方をするか、おおむね無関心に近い状態である。これに対して、「在日」の国籍意識は、一般の日本人とは異なる。しかし「在日」の中においても世代により国籍に対する意識は相当な隔たりが存在する。国土を奪われ、言語を奪われ、多くの暗い歴史への怒り、その中で民族を捨てるのか捨てないのか、自分はどちらの側に立つのかを日常不断に問われて生きてきた「在日」一世にとっては、日常生活では相当日本に同化していても、「最終的に自分を拠って立たせる証明書、最終的な総括としての国籍選択」²¹⁾だったのである。本国生まれの一世たちは、「韓国・朝鮮人が韓国・朝鮮人であることは当然だから」とか、「帰化は自己の生活史抹消することにつながる」、「帰化をすると自分がもっと混乱するから」という理由で、国籍を自分の生活史や生き方を左右する重いものとして受け止めてきた。つまり、生きる状況が厳しく困難で直接的な差別を受けてきた一世たちは、苦しみが大きければ大きいほど民族と国籍を区別しようとする視点が弱く、逆に国籍を物神化する傾向が強い。「民族＝国籍＝国家」は揺るぎないワンセットとして受け止め、その補完物として差別を強調してきた。そして「国籍＝民族」を肯定、あるいは積極的にとらえ、こういう意識を自分の子供たちに伝えようとする。

このような一世のもとで育った二世たちは、ある程度一世たちこのような考え方に理解をしめしながらも、「在日一世が生きてきた時代の背景と在日二世が生きてきた背景は自分たちの意志、希望とは関係なく自分たちの運命を支配する時代の流れを誰も逆らうことはできなかった。現在、在日同胞の

95%以上が日本で生まれた在日二世以後の世代である。二世のほとんどは日本社会で日本語を使い日本の通名を使い日本教育を受けた。発想や価値観も二世たちは国籍を持っているだけで日本文化人といっても過言ではない。それで、日本人とは文化的には同じ関係にあると考えている」というように、一世との違いを強調する。「僕は日本で生まれ日本で教育受けながら育ってきた。日本語を使い、日本文化の中で自分を発見しながら生きている。また現在がそうであるようにこれからも日本で生きていけようし、特別なことのない限りこの地で死を向かえるだろう。しかし韓国をこれだといって正確に表現はできないが、僕自身の血管が流れる血の源泉としてお祖父さんの国としていつも心の片隅に居座っている。後世の「在日」三世、四世がどう思うかわからないが、両国の中で宿命的に生まれた二世たちはこのような考え方をするようになり、いつからか日本を母国として思うようになった」。この「在日」二世の証言でわかるように、日本を自分のお母さんの国、すなわち「母国」と思い、本国はお祖父さんの国、すなわち「祖国」と思う人たちが急激に増えている。また、二世たちは帰化に対しても、「本国で生まれた一世の同胞たちは帰化とか同化という言葉に対して深い嫌悪感を持っている。また二世、三世同胞たちは日本の中の非国民として劣等感を持っていると思われる。それで僕は日本国籍を持つことは市民権を獲得するのと同じだと思う。だからといって僕自身が日本国籍を持つために意識的に帰化しようとするのではない。日本国籍を取得することは一つの方法として韓国系日本人として生きていくためのものである。それはアメリカに居住する我が同胞がアメリカの市民権を持つことと同じこととしてある意味では自然なことかもしれない」。このように語る二世は、日本国籍を取得することに対して、一世たちが「祖国を裏切る行為」として批判することに対して反発しながら、「在日」という特殊な状況の中で、新しい文化を創造していかなければならない責任と義務が自分たち二世に課せられた課題だと強調する。そして、自分と同じ考え方をしている二世たちは相当数にのぼるといふ。一方、まだ本国国籍を維持している二世たちも、苦渋の中で自らの国籍を選択しているようには見受けられない。いくつかの事例から、このような「在日」二世の姿を垣間見ることができる。例えば、韓国籍の28歳の女性は、日本人の夫と

の結婚の際、身内以外のものに韓国籍を隠すことを条件にされた。この女性にとって結婚—入籍という形での日本国籍取得は、ある面では抵抗の少ない形と思われるが、夫の家族の理不尽さに怒りを覚えながらも「入籍（帰化）を考えたことがない、その理由がない」と答えている。また同じく日本人と結婚の後離婚した49歳の朝鮮籍の女性は、人生の節目節目、例えば就職、結婚、離婚、子供の就職に国籍の差別を受け、子供をもった時子供の将来を案じて帰化（入籍）すべきか悩みながら、結局は思いとどまっている。この女性の帰化しない理由は、「とにかく日本籍になりたくない」、「自分が自分の国籍を持つことは当然だから」であり、「二重国籍を認めてほしい」と主張している。

二世の場合は日本で生まれ育ったが、あらゆる面で本国志向的である父母のもとで育ったために、生活は日本式の生活をしながらも本国文化の影響がある程度受けてきた。しかしこれらの子供にあたる三世の場合は違う。母国語を自由に使えない二世たちは、家庭の中で言語は勿論、あらゆる面において日本式の生活をするしかない。たまたに民族意識の強い家庭では民族教育機関に子供を行かせ、母国語を学ばせたり祖国の文化を理解させるなど教育に力を入れる家庭もあるが、ほとんどの家庭では日本の学校に行かせ、日本の教育を受けさせる。それは自分自身も祖国をよく知らないし、実際に日本で生活していくためには日本の教育を受けさせるのが有利だと判断したためである。実際にインタビューの過程で会った相当数の三世たちは国籍は韓国国籍を持っているが、心の中ではすでに帰化した「日本籍韓国・朝鮮人」であることを直感することができた。「一応、僕は在日韓国人なんですけども、その、生まれてから自分が一度も韓国人と思ったことはないんですよ。一応名前も岡山ゆうじってのがあって、その、人からもしカン・ウンソクって言われても、多分振り向かないと思うんですよ。君は韓国人だよって言われてもピンと来なくて。ほんと、韓国が祖国だとは思えないんですよ。だからもう、国籍はもう、日本だと思うんですけど。何言われようと、心から、やはりもう日本人ですよ」。この「在日」三世の証言には、上で言及した三世たちの気持ちが端的にあらわれているといえよう。

一方、帰化者や「ダブル」²³⁾は国籍をどう考えているのだろうか。これ

らの人々は、最終的には自分を「韓国・朝鮮人でも日本人でもない、一個の人間である」と自ら規定し、その立場から本国の国籍を保持している「在日」が日本籍の帰化者やダブルである自分たちを排外しようとする傾向を厳しく批判している²³⁾。また、これらの人々は、主に「在日」一世たちが国籍を自己の生きる拠点、抵抗の砦として誇りをもちながら主張するのに対しても、「一個の人間」の立場から、国籍や民族に過剰な思いを込めてはならない、越えるべきものであると批判している。つまり、これらの人々は、「自分の国籍を民族意識にまでもっていつてはならない、どのような民族意識も警戒しなければならない」、あるいは「国籍や民族、あるいは差別にアイデンティファイしてはならない。これらに立脚すればするほど在日韓国・朝鮮人は普遍性を失い孤立化していく」と、国家と民族を相対化し、区別しようとする。

国籍は、よく国家による民衆支配の道具、単なる法的手続きの問題、他民族を差別するための暴力的色分け、単なる紙切れだといわれるが、その紙切れ一枚、法的手続きの問題にしかすぎないものが、「在日」の一世たちには重くのしかかり、彼らの生活や意識を根本から支え、左右してきた。しかし、祖国を知らない多くの二世、三世以後の世代は今後の日本生活に対して確固たる意志を持っている。それは、一世たちが日本に対する反発心を持って生きてきたとすれば、自分たちは生活の場として日本人と共存しながら自分たちの領域を広げていかなければならないというものである。

5. むすびにかえて

日本社会の「国際化」とともに、「在日」社会のさまざまなタブーも破られ、価値意識の多様化と言語、習慣、教育、婚姻は急速に日本社会に「同化」している。民族名、同族間結婚、国籍などを韓国・朝鮮人としての民族的属性の証だと信じてきた一世たちが、日本人との結婚によって生まれてくる子供の国籍が、自動的に日本籍になることを憂慮している。しかし、こうした憂慮の根底には、帰化制度に批判的な一世が絶えず主張してきた「日本国籍の取得＝韓国・朝鮮籍の喪失＝民族性の喪失」²⁴⁾という固定観念が見え隠れしている。

アメリカ国籍をもっている在米韓国人や中国の国籍を有する吉林省延辺の朝鮮族の人々は、これまでの伝統的な民族概念で考える限り、韓国・朝鮮籍はもっていないなくても、多くの人が韓国・朝鮮語に堪能で、民族名を名乗っているなどの点で考えると、日本名を名乗り、ウリマルが話せない「在日」よりも、はるかに韓国・朝鮮民族と同じ習慣を持つといえるだろう。こうしたことだけを考慮して見るだけでも、特定の国籍を特定の民族に結びつけようとする考え方が、どれだけ矛盾している考え方であるかがすぐ理解できる。

しかし、現在日本で実施されている現行の帰化制度は、自分の出自や民族を隠蔽させる機能をもっており、「権利としての日本国籍取得」²⁵⁾論を積極的に主張できる状況ではないという。したがって、日本国籍取得について、もっと論議をすべきだし、少なくとも否定的にだけ考えていたのでは、「在日」の将来の展望を見出すことはできないなどと、肯定的な発言をする、必ずと言ってよい程、その発言に対して批判や非難が寄せられてくる。例えば、「パチンコ王」とも呼ばれるマルハン・コーポレーションの韓昌祐は、1996年2月24日の読売新聞のインタビューで、「僕は、この（パチンコ）業界の人には、一日も早く日本国籍を取れと言っているのです。母国に帰るわけじゃない、永住するんだから」と発言している。在日韓国商工会議所会長でもあった韓昌祐の発言には、多くの「在日」一世から批判が浴びせられた²⁶⁾。

このように「在日」の国籍の問題は常に差別との関連においてのみ論議されてきたといえよう。しかし、前節で述べてきたように、国籍に対する認識は世代によって大きく異なる。特に、「在日」三世のこの証言からもわかるように、「在日」の国籍の問題を、これまでの差別論の立場から論じることにはもう限界がある。つまり、日本社会に差別があるから、それに反発して国籍を保持しようとするとか、また差別されるから、それから逃避（passing）しようとして帰化の道を選ぶという、差別論だけでは、国籍にとらわれず積極的に日本社会の一員として当該社会の創造に関わろうとする「在日」の事例の説明はできなくなる。

韓国・朝鮮籍を維持していくことも、「在日」の一つの生き方として認めなければならない。しかしこれらの人たちがいかに同化の波に逆らおうとも、

新しい世代の帰化傾向をくい止めることはおそらくできないであろう。だとすれば、すでに誕生している23万人以上の帰化した「在日」、これから増えるだろう帰化者を無視しては、「在日」の民族的将来を展望することはできない。帰化するも韓国・朝鮮籍を維持していくのも、すべてを日本の民族差別のせいにするのではなくて、民族差別のほかに、その人の置かれた状況や個人史の違い、世代の相違、民族教育の有無などの諸要素を総合的に判断して解釈していくべきであろう。

註

- 1) 日本に定住している韓国人や朝鮮人のことを呼ぶとき、在日韓国・朝鮮人、在日韓朝鮮人、在日韓国人、在日朝鮮人、在日韓人、「在日」、在日コリアンなど、多くの表現が使われている。これらの表現の使い分けは、とても微妙で複雑である。国籍に注目して韓国籍の人だけを指して「在日韓国人」、また朝鮮籍の人を「在日朝鮮人」と表現したりするが、これらの表現は、韓国籍と朝鮮籍を含め、日本に住む韓国・朝鮮民族全体を意味する場合が多い。ここでは、韓国・朝鮮籍者は勿論日本国籍を取得した帰化者、日本人との結婚により生まれた「ダブル」までを含めた広い意味で、「在日韓国・朝鮮人」という言葉は使うことにしたい。そして本国のことは、韓国・朝鮮、本国人は韓国・朝鮮人と表現する。ただし、1910年の「韓国併合」から1945年の「解放」までの間は、朝鮮、朝鮮人、在日朝鮮人と表記する。そして引用文の場合には、著者の表現をそのまま用いることにしたい。
- 2) 季刊ちゃんそり編集部「<在日>における国籍の意味」『季刊ちゃんそり』6、ちゃんそり舎、1981年、22ページ。
- 3) 李節子『在日外国人の人口動態』在日本大韓国民団中央本部、2001年。
- 4) 外務部外交政策企画室編『外交白書』外務部外交政策企画室、1995年、265ページ。
- 5) 「韓国併合」を日本への移民の起点とした場合、約90年の歴史をもつことになる。
- 6) 詳しいことは、山本冬彦・吉岡増雄『在日外国人と国籍法入門』社会評

- 論社、1987年を参照されたい。
- 7) 両親の国籍に関係なく、その国内で生まれたらその国の国籍を取得できる考え方を「生地主義」といい、生まれた場所に関係なく、両親との血縁関係を重視する考え方を「血統主義」という。
 - 8) 坂中英徳・高宅茂 『改正入管法の解説—新しい出入国管理制度』日本加除出版、1990年、38ページ。
 - 9) 滝田祥子「『単一民族国家』神話の脱神話化」（梶田孝道編）『国際社会学—国家を越える現象をどうとらえるか』名古屋大学出版会、1992年、303ページ。
 - 10) 過放「在日中国人社会の変容—神戸華僑を中心として—」『社会学雑誌』第10号、神戸大学社会学研究会、1993年、178ページ。
 - 11) 朴一『ホルモン文化—一冊まるごと在日朝鮮人』新幹社、1990年。
 - 12) 坂中英徳「今後の出入管理行政のあり方」『外国人登録』第221号、1977年。
 - 13) 飯沼二郎「在日朝鮮人の『第三の道』」『朝鮮人』第17号、1979年。
 - 14) 姜在彦「在日同胞の未来像」『統一日報』1995年5月15日付。
 - 15) 金敬得「参政権を考える」『統一日報』1994年5月12日から24日まで連載。
 - 16) 小林慶二「帰化で揺れる、民族か利便か」『アエラ』1995年1月16日号。
 - 17) 小川晴久「日本国籍の取得と民族性の保持は両立しないのか」『教養学科紀要』第17号、東京大学、1984年。
 - 18) 山本冬彦「在日朝鮮人の日本国籍取得について考える」『青鶴』第三号、1990年、64ページ。
 - 19) 永守良孝「在日韓国・朝鮮人に日本国籍取得の道を開け」『毎日新聞』、1990年5月4日付。
 - 20) 孫吉弘「在日韓国人に国籍選択権を与えよ」『毎日新聞』、1993年11月16日付
 - 21) 前掲、「<在日>における国籍の意味」24ページ。
 - 22) 従来、国籍あるいは民族の違う夫婦から生まれた子供のことを「ハーフ」、

「混血者」、「あいだ人」、「日朝人」など、さまざまな言い方がされてきたが、今日では「ハーフ」という言い方の対極として「ダブル」という言い方が定着しつつある。すなわち「ハーフ」という言い方は、訳すと二分の一という意味になりマイナスイメージが強い言い方であるのに対して、「ダブル」は血族的にも文化的にも二倍という、より積極的な意味合いがある。この言い方は在日韓国・朝鮮人教育に取り組んでいる人々には定着しつつあるといえるが、まだまだ一般的には広まっていない。

- 23) 例えば、両親の一方が朝鮮籍で本人は日本籍をもつ大学生の藏重ウヒは、「私は本国籍ゆえに、韓国奨学会からも朝鮮奨学会からも奨学金はもらえません。弟も私立の民族学校に通っていますが、日本国籍ゆえに他の子と同じような待遇をしてもらえず、他の子より高い授業料を払っています。……祖母、母、弟のうち、祖母は年金がもらえません。このような状況は、一般の在日の家族とそう変わりはないはずです」と、国籍の差別を訴えている。鄭良二「日本籍朝鮮人—これからの課題」『季刊サイ』第18号、1996年春号。
- 24) 朴一「国籍越えた民族の誇り模索」『朝日新聞』1993年11月23日付。
- 25) 詳しくは、同上を参照されたい。
- 26) 『読売新聞』1996年2月24日付。